

収 入
印 紙

見 本

産業廃棄物処分業務委託契約書

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
中間処理(最終処分)業者：_____（以下「乙」という。）は、
産業廃棄物の処分に関して次のとおり委託契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、甲の事業所から発生する産業廃棄物のうち、第2条に掲げる産業廃棄物の処分業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（料金等）

第2条 甲が乙に委託する産業廃棄物の処分料金の単価（取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。）は、次表のとおりとする。

産業廃棄物の種類 及び具体的な名称			
処 分 方 法			
予 定 数 量 (トン/月)			
単 価 (円/トン)			

2 前項の産業廃棄物の排出場所は次のとおりとする。

排 出 場 所 : _____

排出事業場名 : _____

（収集運搬業者）

第3条 甲は、甲の産業廃棄物を次に掲げる収集運搬業者により乙の事業場へ搬入する。

氏 名 : _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 : _____

(搬出地)

(搬入地)

許可都道府県・政令市 : _____

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

許可の有効期限 : _____

事業の範囲 : _____

事業の範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

許可番号 : _____

(処分先等)

第4条 甲の産業廃棄物を処分する乙の事業場の所在地及び名称並びに乙が取得している関係
行政庁の許可は次のとおりであり、乙はこの事業の範囲を証するものとして、許可証の写し
をこの契約書に添付するものとする。

氏 名：
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) _____

住 所： _____

許可都道府県・精励し： _____

許可の有効期限： _____

事業の区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

産業廃棄物の処理方法： _____

産業廃棄物の処理能力： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

事業場の名称： _____

事業場の所在地： _____

2 乙は、前項の許可の内容に変更が生じたときには、速やかに甲に申し出るとともに、変更
後の許可証の写しをこの契約書に添付するものとする。

(最終処分の場所等)

第5条 乙は、甲の産業廃棄物を処分したことにより生じた中間処理産業廃棄物について、次
に掲げる最終処分の場所において処分するものとする。ただし、乙の処分が最終処分の場合
には、この規定の適用を除外する。

項目 \ 廃棄物の種類		
最終処分の場所の名称		
最終処分の場所の所在地		
最終処分の方法		
最終処分に係る施設の能力		
最終処分に関するその他事項		

(適正処理に係る情報提供)

第6条 甲は、当該委託に係る産業廃棄物を適正に処理するために、その産業廃棄物についての必要な情報を次のとおり乙に提供する。

性状及び荷姿に関する事項	
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	
その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	

2 甲は、第1項の内容に変更があった場合には、その内容について速やかに書面により乙に通知するものとする。

(排出事業者の義務)

第7条 甲は、当該委託に係る産業廃棄物が特別管理産業廃棄物の場合には、その特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意すべき事項を、あらかじめ、乙に文書で通知するものとする。

2 甲は、乙に産業廃棄物を引き渡すまでの間、その性状に応じ必要な措置を講じたうえ適切に保管し、飛散流出しないよう注意するとともに、他の廃棄物と混ざらないよう注意しなければならない。

3 甲は、産業廃棄物を乙に引き渡す際に、当該廃棄物の処理に関する必要な情報を第9条の管理票により、乙に提示するものとする。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約の存続期間内に、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境省告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

(処分業者の義務)

第8条 乙は、この契約に基づく業務の実施にあたっては、受託した産業廃棄物を飛散流出させることなく、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(産業廃棄物管理票)

第9条 甲は、この契約に係る産業廃棄物を乙に引き渡したときは、必要事項を記載した産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を、第3条に定める収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)により乙まで回付するものとする。

2 乙は、甲の産業廃棄物の収集運搬業者による運搬が終了したときには、前項の管理票に必要事項を記載し、その写し(B1票及びB2票)をその場で収集運搬業者に返却するものとする。

3 乙は、甲の産業廃棄物の処分が終了したときは、第1項の管理票に必要事項を記載し、その写し(C2票及びD票)を処分終了日から起算して10日以内に甲(D票)及び収集運搬業者(C2票)に送付するものとする。なお、乙の処分が最終処分の場合には、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写し(E票)を併せて甲に送付するものとし、次項の規定を適用除外する。

4 乙は、甲の産業廃棄物を処分したことにより生じた中間処理産業廃棄物について、当該産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、第1項の管理票にその旨を記載し、10日以内にその写し（E票）を甲に送付するものとする。

（業務の調査及び報告）

第10条 甲は、この契約に基づく乙の処分業務が適正に実施されるよう、乙に対して必要な指示ができるものとし、乙はこれに従うものとする。

2 甲は、前項の定めその他、この契約に基づく乙の業務実施状況について、必要に応じ乙に調査及び報告を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

3 乙は、甲から委託を受けた産業廃棄物の処分業務が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。ただし、甲が承諾した場合には、前条第3項に規定する管理票の送付をもってその報告に代えることができる。

（処理料金等の支払い方法）

第11条 処分料金及び消費税の支払い方法は、別途甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（再委託禁止）

第12条 乙は、この契約に基づく業務を自ら誠実に実施するものとし、その全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

2 乙は、万一自ら業務を実施することが困難な事態になった場合には、速やかに甲にその旨を申し出て、書面により甲の承諾を受けなければならない。

（秘密の保持）

第13条 甲及び乙は、この契約に基づく業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（法令の遵守等）

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公害防止関係法令及び交通法規等の関係法令を遵守する他、生活環境保全上支障のないよう、細心の注意をもってあたらなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲及び乙は、次の各号の一に該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の産業廃棄物処分業の許可事項に欠格が生じたとき。

(2) 乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に違反したとき。

(3) 甲又は乙がこの契約の内容に違反したとき。

(4) その他この契約に基づく業務の履行が困難と認められる相当の事由が生じたとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合において、甲の責めに帰すべき事由を除き、乙に生じた損害について甲は一切賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により契約を解除できる場合において、甲から引き渡された産業廃棄物が未だ第4条第1項に定める処分先において処分されず残っている場合は、速やかに甲及び乙において協議したうえ、これを適正に処理した後でなければ、この契約は解除できないものとする。

(損害賠償)

第16条 この契約の履行に際して、第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由のある場合を除き、乙の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(契約の存続期間)

第17条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約履行の原則)

第18条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に疑義が生じた場合は、関係法令によるもののほか、甲及び乙において協議したうえでこれを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通保有する。

平成 年 月 日

甲（排出事業者）

住 所

氏 名

Ⓜ

乙（中間処理(最終処分)業者）

住 所

氏 名

Ⓜ